6　在院者には、法第六十一条各号に掲げる物品についての自弁のものの使用及び摂取は、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに法第百十五条第一項の規定により禁止される場合には、これを許さないものとする。在院者としての地位に照らして使用又は摂取を許すことが適当でない物品についても、同様とする。

7　前各項に定めるもののほか、法第六十一条の規定により在院者に自弁の物品の使用又は摂取を許す基準は、法務大臣が定める。

（法第六十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める物品）

第三十八条　法第六十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　印紙及び印鑑

二　かつら（法第四十五条第一項の規定により外出し、又は外泊する場合、法第百十条第一項の規定により出席し、又は訪問する場合その他の少年院の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。）

第八章　金品の取扱い

（差入れの申出書の提出等）

第三十九条　少年院の長は、在院者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一　氏名、生年月日、住所、電話番号及び職業

二　交付の相手方である在院者の氏名及びその者との関係

三　交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量

2　少年院の長は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（法第六十九条第二項に規定する法務省令で定めるもの）

第四十条　法第六十九条第二項に規定する在院者について領置している物品から除くものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一　在院者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し

二　眼鏡その他の補正器具

（領置物品の引渡し）

第四十一条　在院者には、入院後速やかに、及び一週間に一回以上、法第七十条第一項本文及び第三項に規定する求めをする機会を与えるものとする。ただし、その求めに係る物品が前条各号に掲げる物品であるときは、一日に一回以上、その機会を与えなければならない。

（引渡しを受けた領置物品等の保管方法等）

第四十二条　法第七十条第一項本文の規定により在院者が引渡しを受けて所持する物品は、少年院の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

2　前項の物品を居室外の保管設備に保管させるときは、在院者に、一日に一回以上、その設備にその物品を出し入れする機会を与えなければならない。ただし、居室棟外の保管設備について、第二十三条第二項各号に掲げる日にその機会を与えることが少年院の管理運営上困難であるときは、この限りでない。

3　在院者が受けた信書でその保管するものは、少年院の長が指定する居室内の棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

4　法第七十条第二項の規定による在院者が所持することができる物品の量及び保管することができる信書の通数の制限は、第四十条各号に掲げる物品以外の物品又は信書について行うことができるものとする。

（差入れ等に関する制限）

第四十三条　法第七十三条の規定による在院者に対する金品の交付及び在院者による自弁物品等（法第六十七条第一項第一号に規定する自弁物品等をいう。以下この条において同じ。）の購入についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする。

一　次のイ又はロに掲げる事項についての制限

イ　在院者に対する金品の交付の申出及び在院者による自弁物品等の購入の申請の日及び時間帯

ロ　一人の者が一定の期間内に一人の在院者に交付する物品の種類ごとの数量及び在院者が一定の期間内に購入する自弁物品等の種類ごとの数量

二　在院者に交付しようとする物品又は在院者が購入しようとする自弁物品等であって、少年院の長が定める種類のものについて、少年院の長が指定する事業者から購入するものに制限すること。

（死亡者の遺留物の引渡し）

第四十四条　死亡した在院者の遺留物（少年院に遺留した金品をいう。第九十条第一項において同じ。）の引渡しについては、第二十八条第一項の規定を準用する。

第九章　書籍等の閲覧

（翻訳の費用の負担）

第四十五条　法第七十九条第三項に規定する翻訳の費用は、書籍等の閲覧の目的及び在院者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められるときに限り、その者に負担させることができるものとする。ただし、在院者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、特別の事情があるときを除き、この限りでない。

一　国語を読解する能力を有しない者

二　点字によらなければ書籍等を閲覧できない者

第十章　規律及び秩序の維持

（警備用具）

第四十六条　法第八十六条第一項又は第二項の措置に必要な警備用具は、次に掲げるものとする。

一　さすまた

二　盾

三　催涙スプレー

（手錠の使用方法等）

第四十七条　在院者を護送する場合に使用することができる手錠は、在院者が法第八十七条第一項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合を除き、別表に定める第一種の手錠とする。

2　手錠の制式は、別表のとおりとする。

（保護室の構造及び設備の基準）

第四十八条　保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

二　損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

三　防音上有効な構造及び設備を有すること。

四　室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

五　適当な換気、採光、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

（連戻しのための援助の求めの方法）

第四十九条　法第八十九条第二項前段又は第九十条第五項前段の規定による連戻しのための援助の求めは、連れ戻すべき者の氏名、年齢、性別、本籍（外国人にあっては国籍）、連れ戻すべき事由その他の連戻しのために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、少年院の長は、緊急を要するときは、電話その他適当な方法により、同項の援助を求めることができる。この場合において、少年院の長は、できる限り速やかに、警察官に同項の書面を送付しなければならない。

（連戻状の警察官への送付）

第五十条　少年院の長は、前条第一項の援助を求めた場合において、連戻状の発付を受けたときは、警察官にこれを送付しなければならない。ただし、連戻状を送付できない場合は、連戻状の発付を受けた旨を警察官に通知すれば足りる。